

## 第9章 県庁の率先行動

県では、県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、2002年3月に「新県庁エコプラン（第1期計画）」を策定しました。その後、新たな目標設定や取組みの強化による改定を重ね、第5期計画を2021年3月に定め、一事業者として地球温暖化対策を推進しています。

このたび、現行の新県庁エコプランは、本戦略の「県庁の率先行動」として位置付けて内容を改定することとしました。取組内容については、別冊2「富山県カーボンニュートラル戦略—県庁の率先行動—」としてまとめました。

県では、本率先行動のもと、事務事業における地球温暖化対策の推進に向け、職員、組織が一丸となって徹底した省エネルギー・省資源対策、再生可能エネルギーの導入に取り組めます。

<掲載内容>

- ・二酸化炭素排出量、エネルギー使用量、資源利用量等の削減目標
- ・目標達成に向けた取組み など

（エコオフィス活動の推進、施設・設備等の省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入）

### 県庁の率先行動の目標

CO<sub>2</sub>排出量 2030年度に55%以上削減（2013年度比）

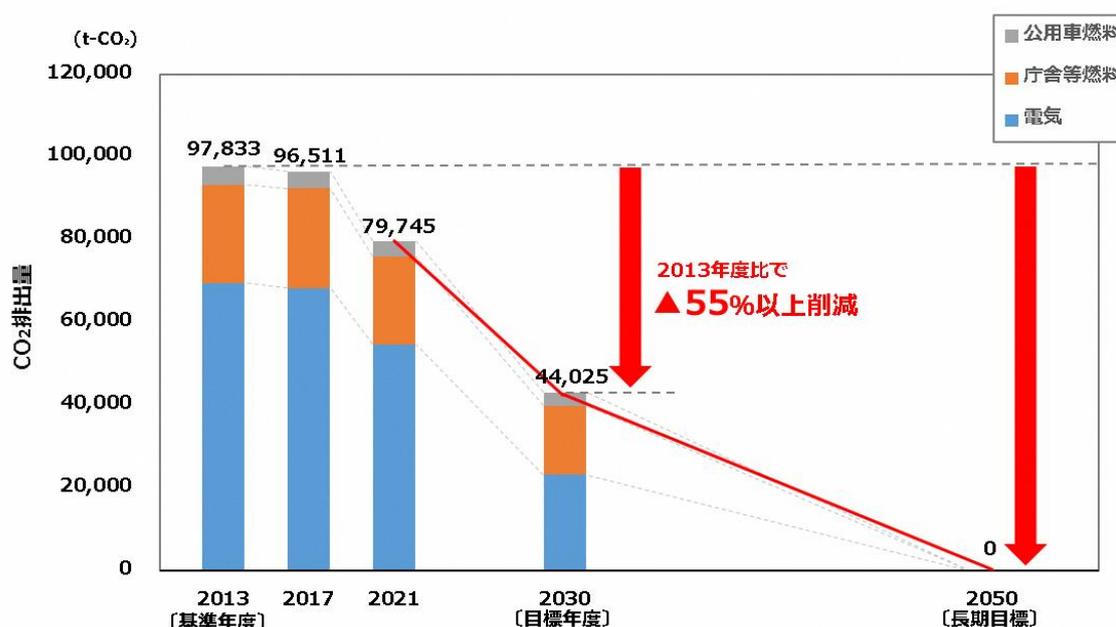


図 9-1 県庁の率先行動における県の事務事業に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標